

令和２年度 第９回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和２年 12 月 9 日 開会

令和２年 12 月 9 日 閉会

みどり市教育委員会

令和２年度第９回みどり市定例教育委員会会議録

令和２年１２月９日（水曜日）

議事日程

令和２年１２月９日（水曜日）午前１０時開議

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
 - 日程第 ２ 会期の決定
 - 日程第 ３ 教育長報告
 - 日程第 ４ 議案第４２号 令和２年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求
めることについて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 １ 会議録署名委員の指名
 - 日程第 ２ 会期の決定
 - 日程第 ３ 教育長報告
 - 日程第 ４ 議案第４２号 令和２年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求
めることについて
- 追加日程第１ 議案第４３号 令和２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につ
いて

出席委員（５人）

教 育 長	石 井 逸 雄		
職務代理者	金 子 祐次郎	委 員	山 同 善 子
委 員	岩 野 ひろみ	委 員	石 戸 悦 史

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長	星 野 和 弘	教育総務課長	金 高 吉 宏
学校教育課長	加 部 豊	社会教育課長	割 田 隆 久
文化財課長	藤 生 智 子	富弘美術館事務長	横 倉 智恵子
教育総務課長補佐	黒 澤 寿 一	教育総務課 新設校準備係	日 置 潤

事務局職員出席者

教育総務課長補佐	正 田 一 仁	総 務 係 主 査	小 林 洋 行
----------	---------	-----------	---------

◎開会・開議

午前１０時４５分開会・開議

○教育長 ただいまから、令和２年度第９回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第１ 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第１、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番５番の石戸悦史委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第２ 会期の決定

○教育長 日程第２、会期の決定ですけれども、令和２年１２月９日、本日１日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、本日１日と決定いたします。

◎日程第３ 教育長報告

○教育長 次に移ります。日程第３、教育長報告を議題といたします。私から報告いたします。１枚紙をごらんください。

１１月１２日から１２月６日まで書かせていただいておりますけれども、ほとんどが中止でしたので、１点だけ、１１月１８日の桐生・みどり未来創生会議に係る第４回連携事務会議ということで、桐生・みどり未来創生会議が開かれていることは、皆さんご承知だと思いますが、その中で準備に係る事務の担当者の会議がございました。

また、議会につきましては、全員協議会、定例会ということで進んでおります。１５日が議会最終日ということでありますので、対応してまいりたいと思っています。

以上が教育長報告ということですので、皆さんのほうから何かご質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長 続きまして、教育長に委任された事務の管理・執行状況に関する報告ということで、今回は各担当課のほうから説明をしていただいて、皆さんのほうからご意見いただきたいと思っています。最初に、学校教育課からよろしくお願いいたします。

○学校教育課長 県の新型コロナウイルス感染症に対する警戒度が３に引き上げられたことに伴う教育部の対応について、まず、学校教育課のほうの資料を見ていただきたいと思います。

学校の対応ということで、新型コロナウイルス感染症については、県の感染症対策本部会議において、１１月２８日から県の警戒度を２から３に引き上げることが決定されました。これに伴って、県

立学校については通常登校とし、今後の状況によっては、分散登校なども検討するとしております。

1 番は、群馬県の行動基準となっております。今、警戒度 3 です。本来ですと学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等、部活一部制限となっておりますが、その下の、「ただし感染状況等によっては通常登校」ということで通常登校のほうを採用されております。

2 番は、みどり市立学校の対応になります。幼稚園も含めてですが、感染防止の基本である 3 密対策、身体的距離の確保、手洗い・手指消毒、マスクの着用を再度徹底するなど、1 段階引き締めた形での感染症対策を行っていきます。

次は、対応方法の変更になりますが、本日、もう 1 つお配りさせていただきました「みどり市立学校新型コロナウイルス感染症対策の教育活動を維持・継続するために Ver. 2」という 9 月 15 日付けのものを基本といたしまして、この中の変更点等を各学校に周知し、引き続き通常登校としております。どの点が変更になったかを、こちらの感染症対策と合わせて見ていただければと思っております。

その下の表で、まず、家庭へのお願いというところですが、感染症対策のガイドラインでいいですと 3 ページになります。レベル 2、レベル 3 になりますと、上から 4 つ目の四角が黒で塗りつぶされています。同居の家族に風邪症状や発熱がみられる場合は、登校を控える。今までですと、学校にお伝えくださいというレベルだったものが、今回、レベル 2 になりましたので登校を控えていただくという形になっております。

また、表の 2 つ目、登校時の健康観察につきましては、5 ページをごらんください。(1) 登下校時の 1 番下になるのですが、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態等も含む）の把握を校舎に入る前に行う。この時はそうさせていただいておりますが、朝は冷えていること等も考えますと、校舎に入れる前に列を作るのは難しいということで、対応についての表のほうにあげさせていただいておりますが、登校後、検温結果及び健康状態を同居の家族の状況も含め、確認を行うということで、今、検温カードを毎日行っておりますので、検温カードの中に家族の状況を書く欄、体調に変化があるかないかの欄もつけ加えてやっていただいております。

3 つ目は、授業中等の感染症対策、児童生徒の間隔になりますが、こちらについては 6 ページの (3) 授業中の真ん中になります。児童生徒の間隔を可能な限り 2 メートル、最低でも 1 メートル確保するように座席配置をとるという形で、学校教育活動を行うための、学級の規模に応じ施設の制約がある場合には、学級を 2 つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて異なる教室や時間で指導を行う等の対応をとる。

こちらについては、レベル 3 のことについて書いてあります。レベル 2 です。表のほうになります。児童生徒の間隔を可能な限り 2 メートル、最低でも 1 メートル確保するように座席配置をとる。必要に応じ、パーティションの使用や学級を分けるなどの工夫をするという形で、今対応しております。

次の授業中の諸活動については、7 ページになります。そちらのレベル 2 のところに書かれている

「上記活動は」というところになります。特に、児童生徒の接触、密集、近距離での活動、向かい合っ
ての発声について可能なものは避け、一定の距離を保ち同じ方向を向くようにし、また回数や時間を
絞るなどして実施するとしております。

次の給食については、8ページの上にあります。レベル2については通常給食とし、ただし、感染
状況によっては、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立に変更することも検討していくとしてお
ります。

最後になりますが、部活動について、11ページになります。「可能な限り感染対策を行った上で、
リスクの低い活動については実施する。」「密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする場
面が多い活動、向かい合っで発声したりする活動の実施は慎重に検討する。」というふうに、主なもの、
変更点をあげさせていただきましたが、このような対策をとって、学校のほうは引き続き通常登校と
しております。

部活動については、対外試合について桐生と相談をしているところですが、太田、館林、その他の
市長が、今、対外試合を自粛という形をとっておりますので、みどり市としても、このあと、桐生と
相談をして今月いっぱい自粛という形をとる方向で調整をしております。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。
特に、岩野さんについてはお子さんもいらっしゃるので、心配なところ等あれば母親の視点でもお聞
かせいただけるとありがたいと思います。

〔少し間あり〕

○教育長 家族の状況を書く欄が紙にあります。そこは負担ではないですか。

○委員 負担ではありません。

○委員 学校の教室のつくりや児童生徒数によって違ってくると思うので、比較的、過密な笠懸小学
校のようなところは、どんなふうに対応をとっているのか教えてください。

○学校教育課長 笠懸小学校は、実は、人数は多いのですけれども、1クラスの人数は30人で、ク
ラスごとにいくとほかの学校より少ないです。ですので、注意をしていただくのは、やはり、休み時
間など授業以外のところでできるだけ密にならないように、こちらで指示をして、学校のほうにも警
戒していただいています。

○委員 30人ということだと、1メートルの間隔もとれているということですか。

○学校教育課長 文科省のほうでは、40人までは1番端までとって1メートルはとれるだろうとい
うような指示がでております。

○委員 こうやって警戒度が上がってくると、不安が高まってくると思うのですけれども、そうなる
と、また、いろいろな風評被害や差別がでやすくなると思うのですが、今、藤岡や嬬恋で条例をだし
てきているのですけれども、みどり市は、その辺の進行状況はどうなっていますか。

○学校教育課長 今のところ、条例その他の動きはないですが、各学校では、やはり差別などは力を
入れて指導していただいています。特に、今回も感染者が発生してしまった学校もありますので、そ

の辺については、こちらからも指示をして学校で組織的に対応するようにと、また、カウンセラーさん等の相談体制を整えるようにという指示はしております。

○教育長 委員さん方にも、市内の小中学生で感染者がでたということでお知らせしてあります。感染者がでた学校で再登校してきているケースがございますので、その学校の対応を少し課長のほうから説明していただけますか。

○学校教育課長 学校のほうは、休んでいる最中は学習保障、その他を含めて家庭とよく連絡を取り合い、ポストに投函するのであれば学習のプリント等も配布できますので、その辺で各家庭と取り合って、復帰に向けては各家庭の心配事等を聞き取って、学校全部でそれを共有し全クラスで差別や風評の詮索をしないようにという指導をしました。

また、登校後も毎日家庭と連絡を取り合って、学校の様子、家庭の様子を聞き取るという形で行っています。実際に、今のところ順調に登校できているような状況でございます。

○教育長 やはり、1番心配される部分は感染してしまった、あるいは、感染者がでてしまったご家族に対する偏見、差別、風評についてはあってはならないので、各学校ともしっかり対応するようにという話はしています。

もう1つ、課長が言ったように、学校内ではできるだけできることについては、家庭と連携をとったり、職員も理解したり、生徒にも指導したりとやっているのですが、見えないところ、特にネット上で心配になるケースもでてくるかなというところについてはどんな対応をしているか説明していただけますか。

○学校教育課長 教育研究所の適応指導教室のほうで、SNS等にどんなものが書き込まれているか、ネットパトロールもしていただいています。今回の件も、2、3件書き込みがあったのですが、否定的なものではなくでてしまったのかという程度のものでした。学校にも依頼して、パトロールをできる範囲でやるようにお願いしております。

○教育長 ということで、教育研究所の職員に依頼して、SNS等にかき込まれているところについてもパトロールしていただいて、何かあればすぐ対応できるように各学校の先生方についても、アンテナを高くしてということで指示をしています。教職員のパソコンは、フィルタが強くかかっていて入り込めない部分もあるので、個別のパソコンやスマホ等を使っていただいて、注意深く見るようにということについてはお願いをしております。

○委員 藤岡市は、条例をだすのが早かったのですけれども、これは、実は群馬県福祉部会の中でのいろいろな分野ごとに自民党本部と公明党本部のほうにお願いに行きます。我々は、群馬知的協会として行くのですけれども、ほかの分野からも必ずでるのがコロナの風評被害、差別です。多分、その話を聞いて議員さん方もすぐに条例をつくりました。そんなに早く条例はできるのかなと思ったのですが、条例をだすというのはハードルが高いのですか。教育の現場でいろいろ工夫されて、いろいろ負担はあると思うのですが、それだけではなかなか難しいところも多いのかなと思ひまして、こちらサイドからその辺について発信していくというのは難しいのでしょうか。

○教育長 そこについては、教育委員会議の中で教育委員さんからこういう意見がだされているし、教育委員会としても、子供たちを守るという視点から見た時に、条例制定というところについても検討して貰えないかという部分については、十分働きかけができると思います。その場合は、どこが主体となってきますか。

○教育総務課長 健康管理課に市のとりまとめがございますので、対策本会議の中で、こういった条例が必要かどうか議論されると思います。そこで条例をつくりあげていくか、議員提案という形の条例もございますので、2つの方法があります。

○教育長 そうすると、例えば、教育委員会議の中で教育委員さんからも、条例制定化も視野に入れた形で人権が確保できる体制づくりをお願いしたいというところについて、皆さんの意見がまとまったということであれば、それについてはお願いしていくことは可能ですか。

○教育総務課長 教育部からの意見として、被害を受けることを防ぐための条例が必要でないかという提案はできます。

○教育長 ここで、皆さんからの意見をまとめて条例制定も含めた形で人権を守るための方策を具体的にみどり市としても検討してほしいという意見をだすということが可能だと思っています。

私のほうから、「教育委員会議ではこのような意見がだされましたけれどもいかがでしょうか」という働きかけをして、その様子については報告させていただきたいと思います。

○委員 対応の観点の家庭へのお願いというところで、イメージがわからないので質問なのですが、今までは、症状がある場合には学校に連絡するということで児童生徒は登校していたのでしょうか。

○学校教育課長 今まで、どちらかといいますと、家庭のほうから学校が連絡を受けますと、家庭のほうも心配なのだという話がありますので、学校とすると、心配でしたらお休みいただいても欠席にしませんということで、控えていただくのは同じでした。

今回は、新たに12月3日付けに、レベルが上がった場合は出席停止にできるようとなっておりますので、改めて、控えるという表現にさせていただきました。今までもどちらかといいますと、控えていただいていたような経緯があります。

○委員 区分としては、出席停止ですか。

○学校教育課長 はい。今回は、出席停止です。

○委員 風評被害の話がありましたけれども、例えば、児童生徒が休まれると周りの友達が何か思うかと思うのですが、その辺の対応はどうですか。具体的に話をするのか、濃厚接触者として休んでいるという話をだすのか教えてください。

○学校教育課長 そちらについては、これまでですと体調不良という形や学校医さんのほうから胃腸炎で休んでいますと言ってくださいなど、具体的に指示を受けることもございます。ほとんどの場合は、体調不良という形で詳しく話はしておりません。

○教育長 濃厚接触者になるかならないかという判断に規定がございますので、1番困るのは、ご家族の方が体調を崩してPCR検査を受けることがわかっていながら登校してしまい、お子さんが濃厚

接触者になると、学級の子供たちが濃厚接触者になる可能性が高いということが、より現実問題としてでてきているということもございますので、これまでも多くの方にご配慮いただいていた部分があるのですが、クラスターが発生することについては意識が欠けていて、子供は無症状ですから、知らずに登校して感染するというケースがみどり市ではないですが、ほかのところででているケースがあるので、そこをもう少し強めに、とにかく休ませてくださいというところを今回強調しているということになりますね。

○委員 登校を控える割合というのは、かなり大きくなるのですか。

○学校教育課長 濃厚接触者でということですか。

○委員 そうです。コロナを理由に登校を控える、欠席率は上がってきているのでしょうか。

○学校教育課長 本人の体調不良や保護者の体調不良というのも含めると、出席停止で毎月あがってくるのですが、かなりの数があがってくるようになっていきます。この時期になりましたので、子供が発熱や風邪症状があると、これで出席停止になります。保護者の方が濃厚接触者になったので、お休みさせますというのは、全体で1日に1、2件ずつ、毎日のようにあります。前は、もう少しなかったのですが、やはりふえてきております。

○教育長 率では、非常に低い率ですが、教育委員会単位でみていくと、毎朝、課長から1、2件の報告を受けています。結果とすると、陰性でしたという結果が大半であります。相当、各家庭も気をつかっていただけているのだなと思っておりますので、本当に感謝しているし、これをしっかり担保して子供たちを守っていければと思っています。

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、学校教育課については、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、社会教育課よりお願いいたします。

○社会教育課長 社会教育課は、文化財課、富弘美術館と同じ形になるかと思いますが、2の新たな対応ということで、高齢者や基礎疾患のある方に、来館を控えていただくような呼びかけをさせていただいています。「ホームページや利用者に対するお願い」ということで、各館ごとにさせていただいています。再度、徹底する事項とすると、3密について再徹底をさせていただきながら、体調をよくみていただいて、活動していただくという呼びかけをさせていただいています。

後ろにつけさせていただいた通知文なのですが、コロナの感染対策本部会議を受けまして部長名で各施設にだしていただきました。この中でも、先ほど言いましたように、新たな対応として高齢者や基礎疾患のある方に来館もしくは活動を慎重に判断していただくようお願いしますということで、載せさせていただいています。イベント等については、県からだされている資料を見ても警戒度2になった時と、3になった時の状況が大きく変わらないものですから、各施設とも実施をしています、3に上がったことによって無理に今やらなくていいものについては中止または延期。やらなければならないものについても、必要以上に長い時間使用せずに短時間で済ませるという方法をとらせていただ

きます。

幸い、12月については大きな事業等はなかったので良かったのですが、来年1月には駅伝や成人式があるので、これから近隣の市町村の状況をみながら、特に桐生市と連携をとりながら、判断をせざるを得ない状況がたくさんでくるかと思います。集まっていたいて情報をだすということはなかなかできないかもしれませんが、逐次、大きく変わる時には連絡をさせていただければと思っています。

○教育長 ありがとうございます。今、代表して、社会教育課長から話ができましたけれども、文化財課、富弘美術館でも同じような対応をしているということで、さらに加えて報告することがあればそれぞれ報告してください。

○文化財課長 1月末の話なのですけれども、文化財防火デーの文化財防火訓練に、毎年、教育委員さんにはご案内して来賓としてお越しいただいています。外の事業ではあるのですが、今年度はご挨拶いただく方を減らすため、教育委員さんにはご出席のお願いを差し上げずに進めるということで検討をしているところです。

○教育長 今年度もやる予定でいますけれども、極力、出席者を控えるようにということで、例年であれば教育委員さん方にも全員出席をいただいたわけですが、今回は教育長が代表して出席するというので、皆さんの出席については求めないという方向で文化財課のほうは考えているという報告です。

富弘美術館のほうは、何かありますか。

○富弘美術館事務長 レベル3になったことで、詩画の公募展表彰式は中止とさせていただきました。それから、新たな対応にありますホームページの掲示ということで、高齢者や基礎疾患のある方は来館を慎重にご判断してお願いしますということを掲載していただいたというところが変更点になります。

再徹底につきましては、さらに強化し職員は家でも体温を測ってくると思いますけれども、朝来たところでまた体温を測って、確認をさせていただいています。この辺が今までと違う点になります。

○教育長 各施設を有する担当から話がありましたけれども、皆さんのほうから、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 これについては、日々刻々と変わってくる部分がありまして、教育部として動く部分もありますし、対策本部の指示を受けて動くという部分もありますので、また何か変更があれば、皆さんにもメール等でお知らせをするということですが、現状では、しっかりとした3密対策をとった上で、施設と事業等については、できるところは実施していくというところでご理解いただきたいと思います。

成人式は、教育委員さん方はどうなりますか。

○社会教育課長 今のところ、教育長、金子職務代理者だけ登壇していただくと考えておりますので、

3人の委員さん方には出席を控えていただければと思います。議員のほうにも、議長だけ出席という形をお願いしようと思っています。また、後ろにいつも来ていただいている各種団体、区長さんもお呼びしないという方向で考えております。

○教育長 成人式については、私と金子職務代理者が教育委員会を代表して登壇するというので、ほかの委員さんについては、出席を求めないという方向で考えているということですね。

○社会教育課長 状況が進めば、また変わってきます。中止にせざるを得ないということもあります。

○教育長 ただ、どうしてもやはり一生に一度のことですし、改めてやり直すということもできません。衣装を準備したり、美容院を予約したりなどもありますので、成人者並びにご家族の皆さんにできるだけご迷惑をかけないような形で連絡を取り合いながらやっていくということで、また何か不測の事態が生じれば中止にせざるを得ないということですね。

○社会教育課長 警戒度4に上がれば、イベント中止というのが県の方針ですから、全国的にも九州のほうでももう中止にするという自治体がでてきていますので、なかなか厳しいところではあるのですが、できるだけやる方向で準備を進めています。

○委員 文化財防火デーの防火訓練を実施する場所はどこになりますか。

○文化財課長 笠懸町阿左美の生品神社を予定しております。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

◇

◎日程第4 議案第42号 令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

○教育長 続きまして、日程第4、議案第42号、令和2年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

これについては、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第42号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

審 議 〔非公開により未記載〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第4、議案

第４２号、令和２年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、原案の１８４番、１世帯２名については、さらに調査が必要なため今回の審議からは外し、次回、再度提案をさせていただくということで、２３４番のみについて、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程の追加

○教育長 お諮りいたします。議案第４３号、令和２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 ご異議なしものと認め、議案第４３号、令和２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１ 議案第４３号 令和２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

○教育長 続きまして、追加日程第１、議案第４３号、令和２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 提案説明〕

〔教育総務課長補佐 提案説明〕

○教育長 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長 よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第１、議案第４３号、令和２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎閉 会

○教育長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時45分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 石 戸 悦 史